

様式第5号（第9条関係）

平成30年12月3日現在

清 水 町

公表対象物一覧表

防火対象物の名称	防火対象物の所在地	違反の内容			公表日	管轄消防署
		違反事項	根拠法令等の条項	違反の位置等		
中徳倉 16 番地 1～9、 同番地 13、店舗、居宅、 倉庫、事務所（旧徳倉 団地商店街店舗）	駿東郡清水町中徳倉 16 番地 1～9、同番地 13	自動火災報知設備未設置	消防法第 17 条第 1 項	防火対象物全体	平成 29 年 6 月 19 日	清水町消防署
○A ナガシマ 卸団地店	駿東郡清水町卸団地 210 番地	屋内消火栓設備未設置	消防法第 17 条第 1 項	防火対象物全体	平成 30 年 12 月 3 日	清水町消防署